

3 大規模行為

(1) 届出対象行為

ア 行為の制限の対象とする行為は、次のとおりとする。

(景観形成地域及び特定施設届出地区の届出行為を除く。)

(ア) 法第16条第1項の規定に基づく届出対象行為

- ① 建築物で、その高さ又は建築面積が次項イで定める規模を超えるものの新築、増築、改築（増築又は改築により新たに次項イで定める規模を超えることとなる場合の当該増築又は改築を含む。以下このアにおいて同じ。）、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ② 工作物で、その高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。）又はその敷地の用に供する土地の面積が次項イで定める規模を超えるものの新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ③ さく及び塀で、高さ及び長さが次項イで定める規模を超えるものの新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ④ 地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採及び土石の採取で、地形の外観の変更に係る土地の面積が次項イで定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが次項イで定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの
- ⑤ 土地の区画形質の変更で、変更に係る土地の面積がイで定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが次項イで定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの

(イ) 熊本県景観条例第7条第2項の規定に基づく届出対象行為

- ① 建築物で、その高さ又は建築面積が次項イで定める規模を超えるものの撤去
- ② 工作物で、その高さ又はその敷地の用に供する土地の面積が次項イで定める規模を超えるものの撤去
- ③ さく及び塀で、高さ及び長さが次項イで定める規模を超えるものの撤去

イ 大規模行為の規模等

(ア) 前記ア(ア)①及びア(イ)①で定める規模は、高さ13メートル又は建築面積1,000平方メートルとする。

(イ) 前記ア(ア)②及びア(イ)②で定める規模は、高さ13メートル（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては20メートル）又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートルとする。

ただし、太陽光発電施設にあっては、既に施工されている事業区域に隣接し、又は近接する区域で、当該事業と一体的に事業を行う場合においては、これらの事業区域の規模をそれぞれ合算したものとす。

(ウ) 前記ア(ア)③及びア(イ)③で定める規模は、高さ2メートルかつ長さ50メートルとする。

(エ) 前記ア(ア)④及び⑤で定める面積は3,000平方メートル、規模は高さ5メートルかつ長さ10メートルとする。

(2) 景観形成基準

行 為	事 項	基 準	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共用地に設置する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。 ・大規模な太陽光発電施設については、景観への影響が大きいことから、設置する自治体及び近接の自治体の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないようにすること。 ・設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 	
	高 さ	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避けること。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 ・外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 ・附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。

			<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とすること。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するような材料を使用すること。 太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用すること。
		敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努めること。 既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。 太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさないこと。
さく及び塀の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置		<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、周辺の景観と調和に配慮すること。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するような材料を使用すること。
	緑化		<ul style="list-style-type: none"> さく及び塀の周囲については、極力緑化に配慮すること。
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石の採取	遮へい及び緑化		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。
	のり面又は擁壁の外観及び緑化		<ul style="list-style-type: none"> 掘採後ののり面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し緑化に努めること。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化		<ul style="list-style-type: none"> 区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。
	のり面又は擁壁の外観及び緑化		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和を考慮した形態、材料とし、緑化に努めること。